

# 令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）が行う、令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務（以下「本業務」という。）について、最も適したシステムを構築する受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務

### (2) 業務内容

別紙「令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務 業務仕様書」のとおりとする。

### (3) 構築期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

※システム運用期間は、令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）までを想定している。

### (4) 提案上限額

令和6年度支払い上限額：44,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※1. 上記上限額は、契約時の予定価格となるものではなく、本業務の事業規模を示すものである。

※2. 上記システムの構築期間及び運用期間の事業規模については、6. 参加手続き等（3）企画提案書類の提出において、見積書の提出を求めるが、正式な契約については、市及び受託者が協議の上、決定するものとする。

## 3. 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明書提出時点において、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。なお、参加形態は事業者単体とし、主たる業務の下請けは認めない。

- (1) コンピュータ関連・システム開発に係る役務の提供等について、市の一般競争（指名競争）入札参加資格（物品製造等）（令和5年度・6年度）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 参加表明書（様式第1号）の提出締切日において、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 租税を完納していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた

者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

- (8) 佐賀県、福岡県及び長崎県の地方公共団体において市民向け住民ポータルアプリの業務実績（現在稼働中のもの）を有していること。また、当該システム製品を自社で保有していること。
- (9) 事業化に向けて必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができること。
- (10) JIS Q 27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。

#### 4. スケジュール

- 公募開始の公告 令和6年6月27日（木）
- 質問書受付期限 令和6年7月 8日（月）17時まで
- 質問回答の公表 令和6年7月10日（水）公表
- 参加表明書類の提出期限 令和6年7月11日（木）17時まで必着
- 企画提案書類の提出期限 令和6年7月25日（木）17時まで必着
- プレゼンテーション審査 令和6年7月31日（水）から8月2日（金）のいずれか  
※具体的な日時は企画提案書を提出した者に直接通知する。
- 審査結果発表（通知） 令和6年8月上旬
- 契約締結 令和6年8月中下旬
- 事業開始 令和6年8月下旬から
- 運用開始（試験運用も含む） 令和6年12月から
- 納品 令和7年3月末

#### 5. 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書（様式第13号）を提出するものとする。

|      |                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和6年6月27日（木）から令和6年7月8日（月）17時まで                                                                                 |
| 提出方法 | 電子メールにより、下記メールアドレスまで送付すること。<br>メールアドレス <a href="mailto:digital@city.takeo.lg.jp">digital@city.takeo.lg.jp</a>  |
| 回答方法 | 質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年7月10日（水）に市公式Webサイト「たけおポータル」において公表する。なお、質問回答書は本要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。 |

（たけおポータルURL:<https://www.city.takeo.lg.jp/home.html>）

#### 6. 参加手続き等

##### (1) 実施要領等の配布

|       |                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配布開始日 | 令和6年6月27日（木）から                                                                                                                              |
| 配布資料  | ①令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務公募型プロポーザル実施要領（本書）<br>②令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務 業務仕様書<br>③参加表明書（様式第1号）<br>④企画提案書（様式第9号）<br>⑤機能確認書（様式第12号）<br>⑥質問書（様式第13号） |

|      |                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入手方法 | 市公式Webサイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。<br>(たけおポータルURL: <a href="https://www.city.takeo.lg.jp/home.html">https://www.city.takeo.lg.jp/home.html</a> ) |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 参加表明書類の受付

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間        | 令和6年6月27日(木)から令和6年7月11日(木)17時まで                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 提出先         | 〒843-8639<br>佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10<br>武雄市企画部デジタル政策課デジタル推進係 宛                                                                                                                                                                                                                          |
| 提出方法        | 持参又は郵送<br>※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 提出書類<br>各1部 | ①参加表明書(様式第1号)<br>事業者の概要がわかる会社概要を添付すること。企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容等必要事項の記載があればパンフレット等でも可<br>②業務実績(任意様式)<br>地方公共団体において市民向け住民ポータルアプリの導入実績のうち、主要なものについて記載すること。<br>③租税を滞納していないことを証明する書類<br>※提出日の3か月以内に発行されたもの<br>・法人税、消費税及び地方消費税:「その3の3」<br>・法人事業税、法人県民税:様式第40号の4(イ)<br>・市区町村税の完納証明書 |

(3) 企画提案書類の提出 ※市が通知する参加資格確認結果通知における有資格者のみ提出

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |                                          |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------|
| 提出期限               | 令和6年7月25日(木)17時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |      |                                          |
| 提出先                | 〒843-8639<br>佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10<br>武雄市企画部デジタル政策課デジタル推進係 宛                                                                                                                                                                                                                                                                                        |      |                                          |
| 提出方法               | 持参又は郵送<br>※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                                          |
| 提出書類<br>正1部<br>副7部 | ①企画提案書(様式第9号) ※代表者印を押印すること<br>以下に従い作成すること。<br>・表紙・目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付すこと。<br>・両面印刷(長辺とじ)とする。<br>・各様式に従い、作成すること(A4サイズ縦)<br>・本文の文字フォントは10.5Pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし、明瞭に読み取れるフォントサイズで作成すること。<br><table border="1" data-bbox="419 1935 1390 2027"> <tr> <td>企画概要</td><td>・業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。</td></tr> </table> | 企画概要 | ・業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。 |
| 企画概要               | ・業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |                                          |

|  |      |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 企画内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>・委託業務仕様書（業務内容）に基づき、企画提案の具体的な内容等について記載すること。</li><li>・本業務の「重点ポイント」（下表参照）に呼応した有効な取組の構築に努めること。</li><li>・委託契約期間終了後、市が武雄市公式スーパーアプリを保守・運用するにあたって経常的に必要となる経費及びその内訳について記載すること。</li><li>・提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること</li></ul> |
|  | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"><li>・企画提案を遂行する業務実施体制（人員配置を含む。）について記載すること。</li><li>・共同企業体により応募し、又は業務の一部を再委託する場合は、全事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確に記載すること。</li></ul>                                                                                                          |
|  | 工程計画 | <ul style="list-style-type: none"><li>・全体スケジュール及び業務の進行管理について記載すること。</li></ul>                                                                                                                                                                                      |

[重点ポイント]

- ユーザーニーズに基づいた機能装備  
市民、地元企業、自治会、まちづくり団体などが主役となり、情報共有・コミュニティのプラットフォームとして、快適、便利に利用される機能性を求めるもの。
- 共通プラットフォームとしてのミニアプリ、データ連携、ID基盤の初期装備  
武雄市公式スーパーアプリが各種システムやデータとの連携、連動を将来的に目指し、実現するためのミニアプリ基盤、連携用API、ID認証基盤について、スーパーアプリ内にあらかじめ保持している事を求めるもの。
- 普及や利便性向上への積極的な提案  
武雄市スーパーアプリのダウンロード獲得に向けた広報施策の提案や、市民の利便性向上や市民サービスの向上に資すると思われる機能について、積極的な提案を求めるもの。
- 高度なセキュリティ対策  
武雄市スーパーアプリの情報を一元化し取り扱うという性格上、高度なセキュリティ対策を求めるもの。

②見積書（任意様式）

- ・見積書（任意様式）は、構築費用及び運用費用についてそれぞれ内訳書（任意様式）を作成して添付すること。
- ・運用費用については、令和7年4月以降の60か月に発生する費用をすべて記載することとし、別途契約する際は、本提案における見積り金額を原則超えてはならない。

③機能確認書（代替案記載調書）（様式第 12 号）

- ・すべての機能に対応し、代替案無い場合は、提出する必要はない。

## 7. 評価について

### (1) 選定委員会

- ①選定を行う委員会は「令和6年度武雄市公式スーパーアプリ構築業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。
- ②選定委員会は市職員及び外部委員で構成する。
- ③選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、市公式Webサイト「たけおポータル（URL:<https://www.city.takeo.lg.jp/home.html>）」で公表する。

### (2) 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において、下記の要領で行う。

### (3) 審査基準

- ①審査基準は、企画提案書類等の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。
- ②各選定委員の合計得点が、満点の6割に達しない場合は委託業者として選定しない。
- ③評価の結果、最高点の提案者が2者以上ある場合は選定委員間で協議の上、選定委員長が決定する。

| 評価項目      |             | 配点 | 判断評価基準                                                                   |
|-----------|-------------|----|--------------------------------------------------------------------------|
| 業務理解度     | 業務理解度       | 10 | 業務の目的、内容理解度を評価する。                                                        |
|           | 目的理解度       |    | 市のDX実現に係る取組の理解度を評価する。                                                    |
| 業務有効性     | 利用者の求める機能装備 | 60 | 利用者が、快適かつ便利に利用できる機能性を有しているか評価する。                                         |
|           | データ連動・連携基盤  |    | 各種サービスを繋ぐ基盤を備えているか評価する。<br>（ミニアプリ内包、API連携、ID認証等）                         |
|           | 普及促進        |    | アプリの普及に向けた広報施策、利便性の向上に繋がる提案であるか評価する。                                     |
|           | セキュリティ対策    |    | 連携等で情報を一元化し、取り扱う性格上、高度なセキュリティ対策を講じているか評価する。                              |
| 業務独自性・将来性 | 独自性         | 15 | 本業務の目的達成に向けて有益となる独自提案であるか評価する。                                           |
|           | 将来性         |    | 稼働後、柔軟にアプリの機能を充実させることができる拡張性を有しているか評価する。                                 |
| 業務遂行力     | 実施体制        | 10 | 実施体制（人員配置、役割分担等）が十分であるか評価する。                                             |
|           | 工程計画        |    | 業務内容に応じた明確かつ適当なスケジュールが設定されているか評価する。                                      |
| 立地特性      | 企業立地特性      | 5  | 導入時や導入後の協議やサポートについて、必要に応じてオフラインで実施できるかという観点で、提案者は、本市に近い地域に事業所が所在するか評価する。 |

|        |                 |     |                                                |
|--------|-----------------|-----|------------------------------------------------|
| 見積書    | 見積書             | 10  | 業務コストの妥当性を評価する。                                |
| 要件仕様対応 | 要件仕様対応及び代替案の妥当性 | 10  | 仕様書に記載した必須要件を満たしているか。満たしていない場合、代替案が妥当であるか評価する。 |
| 計      |                 | 120 |                                                |

#### (4) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

詳細な日時や実施時間は、プレゼンテーション実施通知書にて別途通知を行う。

※プレゼンテーション審査については、原則、対面により実施する。

①日 時：令和6年7月31日（水）から8月2日（金）のいずれか

②場 所：武雄市役所庁舎内会議室

③時 間：説明30分、質疑応答10分を予定

④その他：提案書類受付部署にて別途抽選を行った順に実施する

入場する説明者は5名以内とする

必要な機器のうち、モニター及びケーブルは市が用意する

#### (5) 審査結果・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにて通知する。また、審査結果は市公式Webサイト「たけおポータル ([URL:https://www.city.takeo.lg.jp/home.html](https://www.city.takeo.lg.jp/home.html))」上にも公表する。なお、審査結果の通知は、令和6年8月6日（火）を予定している。

### 8. 契約手続き

契約については、優先交渉権者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と交渉を行うものとする。

### 9. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、優先交渉権者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 優先交渉権者の決定から契約締結までの間に、優先交渉権者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、優先交渉権者としてふさわしくないと判断したとき。
- (5) 優先交渉権者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

### 10. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。文字等の色指定はない。

- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。なお、武雄市情報公開条例第7条第3号に該当するものとして提案者が指定する部分についてはこの限りでない。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、優先交渉権者を選出しない場合がある。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては認められない。
- (8) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他提案者の閲覧請求は受け付けないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。
- (10) 参加者は、参加表明書（様式第1号）の提出をもって、本実施要領及び業務仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

## 11. 問い合わせ先（事務局）

武雄市 企画部 デジタル政策課 デジタル推進係 担当：古賀  
住所 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10  
電話番号 0954-27-7107  
FAX番号 0954-23-3816  
E-mail digital@city.takeo.lg.jp